

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士岡崎耕三の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ。

なお、職権で調査するに、第一審判決の認定するところによると、本件公職選挙法違反の犯行時は、昭和五〇年三月八日であるから、同年法律第六三号附則四条により、同法律による改正前の公職選挙法二二一条一項五号、二三九条一号を適用すべきであるのに、第一審判決には誤つて新法を適用した違法があり、原判決にはこれを看過した違法があるが、いまだ刑訴法四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年一月九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	天	野	武	一	
裁判官	江	里	口	清	雄
裁判官	高	辻	正	己	
裁判官	服	部	高	顯	
裁判官	環		昌	一	